

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 企画部
令和7年度4月～7月分 必要に応じて令和6年度分
- 3 監査の着眼点 令和7年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和7年9月1日～令和7年10月27日
- 6 監査の結果
岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。
上記の事項以外については、適正に処理されているものと認められた。

[指摘事項]

(1) 適正な事務執行について

全国及び県内自治体において、放送法に基づくNHK放送受信契約が未締結であり、受信料の未払があった案件の報道を受け、令和7年4月に行政部管財課が受信契約に係る調査をしたところ、NHK放送受信料の対象と指摘された旧薬科大学のテレビ5台分(最大平成22年4月から令和7年3月まで未締結)及びカーナビ1台分(平成25年10月から令和7年3月まで未締結)の受信料が8月に支払われていた。

今後は、放送法を遵守し、適正な事務執行に努められたい。